

神港神許第2177-1号
令和6年12月24日

大阪府大阪市鶴見区鶴見1-6-6-51

土門弘治 様

神戸市港湾局長 長谷川 憲孝
(公印省略)

ふ頭用地その他占用使用許可書

令和6年12月20日付で申請のあったふ頭用地その他占用使用について、次のとおり許可します。
よって許可の日から10日以内に許可内容及び条件の全文を記載した請書を提出してください。

位 置	中突堤
目的(名称)	ドローン空撮プロモーション
数量(面積その他)	2㎡
期 間	令和6年12月29日
使 用 料	31円
条 件	裏面条件のとおり

不服申立ての教示

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に
対して審査請求をすることができます。

暴力団の排除の推進について

暴力団の活動に使用されることにより暴力団の利益になるときなど、法令又は条例の規定によりその使用が
認められないときには、使用の許可をせず、又は許可を取り消す等の措置をとります。

また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県警察本部長にその意見を聴くことがあります。

専（占）用使用許可条件

(環境保全等)

第1条 使用者は、使用物件及びその周辺の環境保全に努めなければならない。

2 工作物の色彩は、市長の指示に従わなければならない。

3 緑地帯の設置等、本市が行う環境保全の施策に協力しなければならない。

(環境保全費用の負担)

第2条 使用物件の維持管理は、使用者が自己の責任で行うものとする。

(公共費用の負担)

第3条 市長は、港湾の維持管理に要する費用の一部を専（占）用者に負担させることができる。

2 使用者は、前項に定める適切な公共負担を拒んではならない。

(立入検査)

第4条 市長は、港湾管理上必要と認めるときは、当該許可に係る場所に立ち入り、当該許可に係る行為の状況、又は工作物その他の必要な物件を調査することができる。

(取消し・変更等による損害賠償免責)

第5条 神戸市港湾施設条例 第7条の規定により、市長がこの許可を取り消し、又は変更した場合は、この処分に生じた一切の損害について本市はその責を負わない。

(有益費等の放棄)

第6条 使用者は、使用物件を返還する場合において、使用物件に投じた改良等の有益費、修繕等の必要費その他の経費があっても、これを本市に請求することはできない。

(規則等遵守義務)

第7条 前各条のほか、神戸市港湾施設条例、同条例施行規則及び関係諸法令を遵守しなければならない。

特記事項

1. 公益上の理由等により当該物件の移設等の費用が生じた場合は、移設等に係る費用について申請者の費用とする。

専（占）用使用について

神戸市港湾規則条例、同条例施行規則及び関係諸法令等の主なものは次のとおりです。

1. 権利譲渡等の禁止（条例 第12条）

(1) 港湾施設を許可の目的以外に使用し、又はこれを転貸することはできません。

(2) 港湾施設を使用する権利を譲渡し、又はこれを担保に供することはできません。

2. 本市の承認を要する事項（条例 第4条）

使用者が、新たに港湾施設に設備を設置し、又は既存の施設を変更または廃止しようとするときは、市長の承認が必要です。

3. 環境整備、報告の徴収等（港湾法 第43条の5、条例 第36条、第14条、神戸市民の環境を守る条例 第15条）

(1) 使用者は、荷役その他の事業活動に伴い、貨物、荷役用具又は廃棄物が岸壁等の港湾施設又は海面に散逸することを防止するために必要な措置を講じなければなりません。

(2) 港湾法に基づく環境整備負担金の制度の施行により、本市が実施する港湾工事で港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とする工事については、事業者はその工事に要する費用の一部を負担して頂くことがあります。

(3) 取扱貨物、けい留船舶その他港湾施設の使用に関する事項について、市長が報告を求めたときには、すみやかに提出して下さい。

(4) 港湾施設の使用によって第三者に損害を与え、又は第三者と紛争が生じたときは、使用者の責任において当該損害を賠償し、又は紛争を解決しなければなりません。

4. 取消し・変更（条例 第7条、第13条）

(1) 次の場合には許可を取り消し、又は許可の条件を変更することになります。

① 条例、規則、許可条件又は関係諸法令に違反したとき。

② 指定納期内に専（占）用料を納付しないとき。

③ 港湾計画その他公益上の理由により、市長が必要と認めたとき。

④ その他条例に定める場合。

(2) 使用者が港湾施設を返還しようとするとき、使用期間が満了したとき、又は市長から返還を命じられたとき、若しくは許可を取り消されたときは、自己の費用で港湾施設を原状に回復し市長の検査を受けなければなりません。

5. 港湾施設使用料（規則 第16条）

専（占）用使用料の納期は、次のとおりです。ただし、市長において特別の理由があると認められたときは、その都度指定します。

第1期分（4、5、6月） 5月31日

第2期分（7、8、9月） 7月31日

第3期分（10、11、12月） 10月31日

第4期分（1、2、3月） 1月31日

6. 罰則（条例 第44条、第45条）

(1) 市長は不正の行為により、専（占）用料の徴収を免れた者から過料を徴収します。

(2) 港湾法、条例、規則、許可条件又は関係諸法令に違反した者は、懲役、罰金又は過料に処せられます。